# 唐津市立佐志小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成２５年度法律第７１号）第２２条に基づき唐津市立佐志小学校に、いじめ防止対策委員会（以下委員会という。）を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第２条　委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

（１）いじめ防止対策等に関すること

（２）いじめの解消や再発防止等に関すること

（委員会の構成及び委嘱）

第３条　委員は、教職員の他、心理、福祉等に関連する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。本校の教職員以外の委員は、学校長が委嘱する。

（専門家よりの意見の聴取）

第４条　いじめの内容等により、委員会において必要があると認められる場合は、教育委員会と協議の上、必要に応じて、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、指導主事、警察関係者等の意見を求めることができる。

（教職員以外の委員の任期）

第５条　教職員以外の委員の任期は、任命または委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　教職員以外の委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員長は、教職員以外の委員の中から互選によりこれを定める。

２　委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

（秘密の保持）
第７条　委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（会議）
愛８条　委員会は、委員長が招集する。
２　会議は、その内容に鑑み非公開とする。

（事務局）
第９条　委員会の事務局は唐津市立佐志小学校に置く。

（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

令和元年度　佐志小学校「いじめ防止対策委員会（２２条委員会)」

委　員　　深川美保、横山秀俊、有尾篤則、井手聖実

校内いじめ防止対策委員会
校長、教頭、事務長、指導教諭、主事、生徒指導担当、
教育相談担当

※必要に応じて意見を求めるスクールカウンセラー　宮本純子

いじめ防止対策推進法　２２条
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等のための組織を置くものとする。